第１条第十１項の次に次の１項を加える。

12　この告示において「ＩＢＣ容器」とは、固体の環境有害物質（危険物輸送に関する国際連合勧告における国連番号が3077の物件をいう。）を輸送するための硬質の容器又は柔軟性のある容器であって、当該物質の輸送や取扱いに際して生じる圧力に耐えることができるよう、国際民間航空条約の附属書18を補足する技術指針に定められた要件を満たし、かつ、機械により取り扱うことができるように設計されたものをいう。

第七条第三項中「起こし、危害を及ぼす反応物を生成し、又は著しく容器の強度を損なう」を「起こすもの、危害を及ぼす反応物を生成するもの、輸送許容物件により著しく強度が損なわれるもの、又は当該輸送許容物件が浸透するものであってはならない。また、輸送許容物件と直接接触する容器以外の容器は、輸送中の通常の条件の下において、当該輸送許容物件の浸透により危険を生じさせる」に改める。

同項の次に次の１項を加える。

４　容器に蓋が付いている場合、輸送中は確実に当該蓋が閉じられていなければならない。

第八条第１項の次に次の１１項を加える。

２　内装容器に液状の輸送許容物件を入れて中間容器に収納する場合は、その中間容器の材質が、当該輸送許容物件と危険な反応を起こすものであってはならない。

３　液状の輸送許容物件を収納した容器に蓋が付いている場合、当該蓋は、不正確に又は不完全に閉められることがないよう設計されていなければならず、その口栓は針金の使用その他有効な方法により確実に固定されていなければならない。また、液状の輸送許容物件を収納した容器の口栓を、針金の使用その他有効な方法により固定することができない場合は、内装容器は密閉された上で内張りがされ、外装容器に収納されていなければならない。

第十１条第１項中「当該液状の輸送許容物件を十分吸収することができる量の」を「十分吸収できる量により、当該輸送許容物件と危険な反応を起こさない」に改める。

第十五条第１１項を次のように改める。

２　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所の表示は、可能な限り当該包装物の品名の表示と同一面に行い、かつ、当該包装物の品名の表示の付近に行わなければならない。

第十六条第１項中「包装物」の次に「を確実に固定し、かつ、当該包装物」を加える。

第十八条第六項中「副次危険性を有しない等級が３の引火性液体」を「等級が３の引火性液体（腐食性物質として副次危険性を有するものを除く。）」に改め、同項第三号中「Ｃ級荷物室と」の次に「火災時の性能が」を加え、「コンテナ」の次に「（当該コンテナがＣ級荷物室と火災時の性能が同等である旨を表示したタグが付されたものに限る。）」を加える。

第二十１条第１項第１号中「ないこと。」を「なく、かつ、内装容器及び輸送許容物件が包装内で保持されていること。」に改める。

第二十一条第三項第三号中「プラスチックドラム及びプラスチックジェリカン」を「プラスチックドラム、プラスチックジェリカン、硬質プラスチック製のＩＢＣ容器及びプラスチック製の容器を内部に備えたＩＢＣ容器」に改める。

第二十三条第四項を次のように改める。

４　第１項に規定する物件を輸送する場合は、包装物の表面に、第15条に規定する表示を行うとともに、第７号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

第二十四条第二項第十四号を次のように改める。

十四　前号に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が、これらの輸送許容物件が該当する別表17の要件のうち、外装容器当たりの許容質量又は許容容量の最も少ない値を超えないこと。

別表第１（備考１から備考六までに係る分を除く。）を次のように改める。

別表第１　輸送許容物件（第１条―第３条、第６条、第９条―第11条、第14条、第17条、第21条、第23条、第24条関係）

品名	国連番号	分類番号又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容物件	包装方法及び積載方法						特別規定
								少量輸送許容物件		旅客機		旅客機以外の航空機		
								容器及び包装等	質量又は容量許容量	容器及び包装等	質量又は容量許容量	容器及び包装等	質量又は容量許容量	
亜塩素酸塩類（水溶液）	1908	8	—	—	Q	2	E２	Y840	0.5ℓ	851	１ℓ	855	30ℓ	A３
						3	E１	Y841	１ℓ	852	５ℓ	856	60ℓ	
亜塩素酸カルシウム	1453	5.1	—	—	K	2	E２	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	—
亜塩素酸銀（乾性のもの）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—
亜塩素酸ナトリウム	1496	5.1	—	—	K	2	E２	Y544	2.5kg	558	5kg	562	25kg	—
亜鉛ダスト（自然発火性を有しないもの）	1436	4.3	—	4.2	J	1	E０	—	—	積載禁止	—	488	15kg	A３
					I	2	E２	—	—	483	15kg	490	50kg	
						3	E１	—	—	486	25kg	491	100kg	
亜鉛ハイドロサルファイト	1931	9	—	—	S	3	E１	—	—	956	100kg	956	200kg	A48
亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残さ又は亜鉛滓	1435	4.3	—	—	J	3	E１	Y477	10kg	486	25kg	491	100kg	A３
亜鉛粉末（自然発火性を有しないもの）	1436	4.3	—	4.2	J	1	E０	—	—	積載禁止	—	488	15kg	A３
					I	2	E２	—	—	483	15kg	490	50kg	
						3	E１	—	—	486	25kg	491	100kg	
アクリジン	2713	6.1	—	—	M	3	E１	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	—
アクリルアミド（固体）	2074	6.1	—	—	M	3	E１	Y645	10kg	670	100kg	677	200kg	—
アクリルアミド（溶液）	3426	6.1	—	—	M	3	E１	Y642	２ℓ	655	60ℓ	663	200ℓ	A３
アクリル酸（安定化されたもの）	2218	8	—	3	Q	2	E２	Y840	0.5ℓ	851	１ℓ	855	30ℓ	—
					G									
アクリル酸イソブチル（安定化されたもの）	2527	3	—	—	G	3	E１	Y344	10ℓ	355	60ℓ	366	220ℓ	—
アクリル酸エチル（安定化されたもの）	1917	3	—	—	G	2	E２	Y341	１ℓ	353	５ℓ	364	60ℓ	—
２―アクリル酸ジメチルアミノエチル	3302	6.1	—	—	M	2	E４	Y641	１ℓ	654	５ℓ	662	60ℓ	—
アクリル酸ブチル（安定化されたもの）	2348	3	—	—	G	3	E１	Y344	10ℓ	355	60ℓ	366	220ℓ	—
アクリル酸メチル（安定化されたもの）	1919	3	—	—	G	2	E２	Y341	１ℓ	353	５ℓ	364	60ℓ	—
アクリロニトリル（安定化されたもの）	1093	3	—	6.1	G	1	—	—	—	積載禁止	—	361	30ℓ	—
					M									
アクロレイン（安定化されたもの）	1092	6.1	—	—	—	—	—	—	—	積載禁止	—	積載禁止	—	—